

中津市LED照明買替支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市LED照明買替支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭におけるLED照明器具及びLED電球(以下「LED照明器具等」という。)の購入等に要する経費に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することにより、エネルギー価格の高騰による経済的負担の軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出量を削減し、もって脱炭素化の推進に寄与することを目的とする。

(対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となるLED照明器具等(以下「対象製品」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)市内の販売店において購入した新品(未使用品)であること。
- (2)合計購入金額が5,000円以上であること。
- (3)令和8年7月1日から令和9年2月28日までに購入し、設置したものであること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)本市の住民基本台帳に登録されており、かつ、自ら現に居住している住宅(店舗付住宅にあっては、その住宅部分に限る。)に対象製品を設置すること。
- (2)既存のLED以外の照明から対象製品に買い替える者であること。
- (3)同一世帯に属する者が、既にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4)自らが居住する住宅が賃貸住宅(借家、アパート等)である場合は、当該住宅の所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (5)前号の場合において、退去時の原状回復等について所有者等との間でトラブルが生じないよう、自らの責任において設置すること。
- (6)対象製品の購入及び設置に関して、国、県又は市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対しては、補助金を交付しない。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象製品の購入及び設置(消費税及び地方消費税の支払に要する費用を含む。)に要する費用とする。
- 2 市長は、前項の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、30,000円を限度とする。
 - 3 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請及び規則第11条に規定する実績報告は、市長が別に定める日までに行わなければならない。この場合において、中津市LED照明買替支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した対象製品に係る領収書等の写し
- (2) 購入した対象製品に係るメーカーが発行した保証書の写し
- (3) 購入した対象製品の設置後の状況等が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

- 第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定及び規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した旨の通知は、中津市LED照明買替支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)による。
- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、中津市LED照明買替支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた者は、市長に対し、補助金の請求をするものとする。この場合において、第6条の申請書を請求書として取り扱い、請求は、交付決定の日にあったものとみなす。

(状況調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者若しくは市内販売店に対し、当該補助金の交付を申請した年度(以下「交付申請年度」という。)の翌年度から起算して3年間、補助金の交付決定を受けた対象製品の設置状況や購入状況の調査を行うことができる。

(協力の要請)

第10条 市長は、前条の調査を行うに当たり、補助金の交付を受けた者に対し、必要な協力を求めることができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(処分制限の期間)

第12条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、1年間とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則(令和8年4月21日中環政第143号決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第9条から第12条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。